

令和4年6月1日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 埴 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太佳夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂一郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第4号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

日程第3 報告第5号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

日程第4 報告第6号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

日程第5 報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

- 日程第 6 議第43号 専決処分の承認について
- 日程第 7 議第44号 専決処分の承認について
- 日程第 8 議第45号 専決処分の承認について
- 日程第 9 議第46号 専決処分の承認について
- 日程第10 議第47号 専決処分の承認について
- 日程第11 議第48号 専決処分の承認について
- 日程第12 議第49号 令和 3 年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正について
- 議第54号 令和 4 年度垂井町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議第55号 令和 4 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第14 議第51号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第15 議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結について
- 日程第16 議第53号 指定金融機関の指定について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより令和 4 年第 3 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から10日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2 番 廣瀬隆博君、3 番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 4 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 4 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（富田栄次君） 日程第 2、報告第 4 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 4 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして御説明を申し上げます。

総務費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業、マイナンバーカード所有

者の転出・転入手続のワンストップ化対応事業について、民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業について、衛生費では、クリーンセンターテント倉庫張替事業、エコドームひさし修繕事業について、以上の6事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第4号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、企画調整課が所管いたします款2総務費、項1総務管理費、事業名、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき補足説明をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、県からの営業時間の短縮要請等に協力する事業者に対して支給する協力金の一部を町が負担するものでございます。

今回の協力金は、令和3年度において実施されました第9弾及び第10弾に係るもので、県から町への負担金の請求が令和4年度になりましたことから、町の費用負担分として、本年3月議会において翌年度に繰り越す限度額を880万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては全て一般財源でございます。

以上、企画調整課が所管いたします繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） おはようございます。

報告第4号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、住民課が所管いたします3つの事業について補足説明をさせていただきます。

まず、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応事業でございます。

この事業は、マイナンバーカードとマイナポータルを利用した転出・転入手続のワンストップ化が全国一斉に来年5月中までの稼働を目標に行われることに伴い、当町の既存の住民記録システムの改修を行うものでございます。

国のスケジュールに沿い、本年3月定例会にて上程し、補正予算の議決をいただきました426万8,000円につきまして、システムの構築に時間を要するため、同額を翌年度に繰越しをさせていただきます。

なお、財源につきましては、全額国の補助を受けられるよう計上しておりましたが、その後の国の内示額が358万円となり、国庫支出金358万円、一般財源68万8,000円を計上しております。

続きまして、款４衛生費、項２清掃費、事業名、クリーンセンターテント倉庫張替事業でございます。

この事業は、本年３月定例会におきまして補正予算として議決をいただきました360万円につきまして、クリーンセンター南に位置し、陶磁器やトレーなどのリサイクル資源を保管しておりますテント倉庫の屋根を張り替えるものでございます。

本年２月16日、強風によりテント倉庫の屋根の一部がめくれ上がったことから、補正予算を計上し、同時に繰越しをお願いしたところでございます。

なお、財源につきましては一般財源でございます。

続きまして、款４衛生費、項２清掃費、事業名、エコドームひさし修繕事業でございます。

この事業は、本年３月定例会におきまして補正予算として議決をいただきました150万円にてエコドームのひさしを修繕するものでございます。

本年２月７日に、前日までの大雪によりテント上に積もった雪がエコドーム南側にあります出入口及び排出口のひさしに落下し、ひさしの付け根部分の溶接箇所が破損、ドーム側面の板金もめくれ、といが破損したものです。

今回の工事につきましては、お客様の安心・安全を第一に確保したいことから、３月議会において補正予算をお願いし、同時に同額を翌年度に繰越しさせていただきました。

なお、財源につきましては一般財源でございます。

以上、住民課所管事業の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） おはようございます。

報告第４号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、健康福祉課が所管いたします款３民生費、項１社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきまして補足説明をさせていただきます。

当事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方に速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に対して給付金を支給するものでございます。

当該予算は、本年１月臨時会におきまして補正をお願いしたもので、最終家計急変分申請書の提出期限が令和４年９月30日となっていることから、事業予算額２億6,792万8,000円のうち3,734万2,000円を繰り越すものでございます。

なお、財源につきましては全て国庫支出金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 報告第４号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、子育て推進課が所管いたします款３民生費、項２児童福祉費、事業名、子育て世帯への臨時特別給

付金給付事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の児童の養育者を対象に、児童1人当たり10万円を支給したものでございます。

事業途中で追加されました、離婚などを理由に給付金が受け取れなかった方を対象とする支援給付金の申請期限が令和4年4月末とされたことなどから、3月定例会におきまして翌年度に繰り越す限度額を100万円として議決をいただきました。4月以降、40万円の支給を終えて給付事業を完了したところでございます。

なお、財源につきましては全て国庫支出金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第5号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について

○議長（富田栄次君） 日程第3、報告第5号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第5号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告につきまして御説明を申し上げます。

公共下水道費におきまして、浄化センター水処理施設増設事業、上下水管布設（推進工）事業について、以上の2つの事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました報告第5号 垂井町公共下水道事業特別会計繰越明許費の報告について補足説明をさせていただきます。

まず、浄化センター水処理施設増設事業につきましては、令和2年7月において、令和4年度までの3か年の工事委託として日本下水道事業団と協定を締結し事業を開始しましたが、新

型コロナウイルス感染症の影響により令和２年度の出来高が達成できず、令和３年度に一部事業を繰り越した影響に加え、令和３年度事業の基礎くい工において支持層の深さ変更に伴うくい長さ見直し等において不測の日数を要したことにより、令和３年度に予定していました出来高の達成が見込めないため、本年３月定例会補正予算にて議決をいただきました事業でございます。

また、上下水管布設（推進工）事業につきましては、垂井地内迫分橋がかかります一級河川梅谷川の下に上下水管を横断させるため、推進工により施工する工事ですが、推進工の機械調達に不測の日数を要し工程に遅れが生じたことから年度内完成が見込めないため、同じく本年３月定例会補正予算にて議決をいただきました事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款１公共下水道費、項１公共下水道費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業、繰越額は１億５,７００万円でございます。

財源内訳としましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金が８,６３５万円、地方債が６,３５０万円、また一般財源が７１５万円でございます。

次に、事業名、上下水管布設（推進工）事業、繰越額は７,３６９万３,０００円でございます。

財源内訳としましては、未収入特定財源のうち、国庫支出金が３,４０８万円、地方債が３,５５０万円、また一般財源が４１１万３,０００円でございます。

なお、浄化センター水処理施設増設事業繰越分の完了期限は９月３０日としております。また、上下水管布設（推進工）事業につきましては、４月２８日に事業が完了し、５月１１日に完了検査を終えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第４ 報告第６号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

○議長（富田栄次君） 日程第４、報告第６号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第６号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告につきまして御説明を

申し上げます。

資本的支出におきまして、上下水管布設（推進工）事業に係ります繰越しにつきまして、繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） ただいま上程されました報告第6号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について補足説明をさせていただきます。

今回の垂井町水道事業会計予算の繰越しに係ります上下水管布設（推進工）事業につきましては、先ほどの報告第5号において補足説明をいたしました一級河川梅谷川横断部分において、下水道管と併せて水道管を布設する事業であることから、水道事業会計予算からの費用負担が生じており、当事業が今年度に繰越しとなったことから、水道事業会計予算においても繰越しをいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告させていただくものでございます。

それでは、予算繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、事業名、上下水管布設（推進工）事業、繰越額は3,615万4,000円でございます。

財源といたしましては、損益勘定留保資金を充てるものでございます。

なお、上下水管布設（推進工）事業につきましては、4月28日に事業が完了し、5月11日に完了検査を終えております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（富田栄次君） 日程第5、報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の令和4年度の事業計画、予算及び資金計画並びに令和3年度の事業報告書及び決算報告書を提出するものでございます。

細部につきましては、都市計画課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

〔都市計画課長 小森俊宏君登壇〕

○都市計画課長（小森俊宏君） 報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページ、令和4年度事業計画を御覧ください。

1. 公有地取得事業、2. 公有地売却事業ともに計画はございません。

2ページ、令和4年度予算を御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入、第1款事業収益はゼロ円。

第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金、合わせて収入合計2,000円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款事業原価は、令和4年度の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会の必要経費として7万6,000円、支出合計は同額の7万6,000円を計上しております。収益的収入支出差引額はマイナス7万4,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入支出ともにございません。

3ページ、令和4年度資金計画を御覧ください。

第2条、受入資金の予定額につきましては、(5)前年度繰越金958万2,000円を主なものとしたしまして、受入資金合計958万4,000円を計上しております。

第3条、支払資金の予定額につきましては、(1)販売費及び一般管理費、理事会の必要経費といたしまして7万6,000円、支払資金合計は同額の7万6,000円を計上しております。

令和4年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和3年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書の1ページ、令和3年度事業報告書を御覧ください。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては、都合2回開催し、副理事長の互選など3議案の議決をいただきました。

2. 業務、3. 会計につきましては、ともに該当はございませんでした。

2ページ、令和3年度決算報告書を御覧ください。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入につきましては、第2款事業外収益、決算額593円、収入

計は同額の593円となりました。

(2) 支出につきましては、第2款販売費及び一般管理費、決算額6万3,000円、支出計は同額の6万3,000円となりました。

2. 資本的収入及び支出につきましては、収入支出ともにございませんでした。

3 ページ、令和3年度損益計算書を御覧ください。

事業総利益はゼロ円、事業損失は6万3,000円、事業損失から4. 事業外収益593円を差し引いた経常損失は6万2,407円、当期損失は同額の6万2,407円となりました。

4 ページ、令和3年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部では、1. 流動資産合計958万1,747円、2. 固定資産合計502万円で、資産の部合計は1,460万1,747円となりました。

負債の部合計はゼロ円でございます。

資本の部では、1. 資本金合計500万円、2. 準備金合計960万1,747円で、資本の部合計1,460万1,747円となり、負債・資本合計は同額の1,460万1,747円となりました。

5 ページ、令和3年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

I. 事業活動によるキャッシュ・フローでは、人件費支出マイナス6万3,000円、利息の受取額593円で、事業活動によるキャッシュ・フロー計はマイナス6万2,407円となりました。

II. 投資活動によるキャッシュ・フロー、III. 財務活動によるキャッシュ・フローはともにございませんでした。

IV. 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）はマイナス6万2,407円となり、V. 期首残高964万4,154円との差引きで、VIの期末残高は958万1,747円となりました。

6 ページには財産目録、7 ページ以降には各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、報告第7号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第6 議第43号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第43号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第43号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年2月22日午前9時28分頃、垂井町字御所野1375番9地先、町道垂井78号線上において発生をいたしました事故について、4月16日、地方自治法第179条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま提案されました議第43号 専決処分について、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、事故の発生状況から説明させていただきます。

去る令和4年2月22日午前9時28分頃、垂井地区のごみ収集作業中、クリーンセンター職員が運転するごみ収集車が町道垂井78号線上の十字路交差点を北進し左折する際、道路左側の電柱を避けようと右に車両を振った際に、右側に寄り過ぎたことで収集車両の右側後方が交差点の南東角の家のフェンスに接触し破損させたものでございます。

相手方の損害額につきましては、修理代金として38万8,476円、過失割合は当方が100%として全額支払いをする示談が成立しました。

地方自治法第179条の第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、専決処分を令和4年4月16日にさせていただいたところでございます。本議会に報告し、承認をお願いするところでございます。

今後このような事故を繰り返さないよう、交通安全意識徹底のため、より一層の安全運転の啓発をするなど、事故防止に努めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第43号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第 7 議第44号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第 7、議第44号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第44号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が 4 月 1 日に施行されるのに伴い、垂井町税賦課徴収条例及び垂井町手数料条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第 1 項の規定により 3 月31日に専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 税務課長 桐山裕次君。

〔税務課長 桐山裕次君登壇〕

○税務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第44号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例及び垂井町手数料条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案と併せて新旧対照表の 1 ページを御覧ください。

新旧対照表の 2 ページの一部に誤りがございました。本日差し替え原稿による御対応をさせていただきますことにおわび申し上げます。

改正条例は 2 条立てとなっております。

第 1 条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものでございます。

第34条の 7 第 1 項第 1 号の改正規定は、公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金に係る税額控除につきまして、その経過措置期間の終了に伴い、条文の一部を削除するものでございます。

続きまして、新旧対照表の 2 ページを御覧ください。

第48条の改正規定につきましては、法人の町民税の申告納付につきまして、地方税法の改正に合わせて項ずれを改めるものでございます。

続きまして、制定附則の改正でございます。

新旧対照表は 3 ページから 5 ページを御覧ください。

附則第 9 条の 2 の改正規定につきましては、地方税法附則第15条第 2 項第 1 号等の条例で定

める割合について、通称わがまち特例に係る特定割合を規定するもので、地方税法の改正に伴い引用する条項のずれをそれぞれ改めるものでございます。

第9条の3の改正規定につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、特例措置の対象となる熱損失防止改修工事といった省エネ改修工事の適用範囲が拡充されたことに伴い、同条内の各号に規定されている字句の改正を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページを御覧ください。

第11条の改正規定は、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の税負担感への配慮と事業者の経済活動と景気回復を着実に後押しするといった観点から、令和4年度限りの措置といたしまして、商業地等における負担調整措置による課税標準額の上昇幅を通常評価額の5%であるところを2.5%に抑制することを規定するものでございます。

続きまして、第2条は垂井町手数料条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表の9ページを御覧ください。

こちらにつきましては、別表の11. 各種証明に関する事務のうち、3. 固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書について、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあり、当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合においては、住所の削除などの必要な措置を講じたものを交付することができる旨の規定を追加したものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

議案書は3ページでございます。

第1条では、施行期日を令和4年4月1日としております。

第2条では、今回の改正に伴います固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上、税務課所管分の補足説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第44号 専決処分の承認、垂井町税賦課徴収条例及び垂井町手数料条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険に係ります部分につきまして補足説明をさせていただきます。

改正条例1ページの下段、新旧対照表は2ページから3ページを御覧ください。

第153条及び第175条の改正規定でございます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等に合わせて改正するもので、国民健康保険税の課税限度額の引上げについてそれぞれ規定するものでございます。

課税限度額の詳細といたしましては、基礎課税額に係る課税限度額が現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が現行の「19万円」から「20万

円」にそれぞれ引き上げられ、介護納付金課税額に係る課税限度額は現行の17万円に据え置かれますので、全ての課税限度額の合計額としましては、最大で102万円になることを定めるものでございます。

続きまして、改正条例3ページ、新旧対照表は7ページを御覧ください。

附則第19条の改正規定でございます。

こちらにつきましては、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例につきまして、地方税法の改正に伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、改正条例3ページ、新旧対照表は8ページを御覧ください。

附則第32条の改正規定でございます。

こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税について、国の基準に基づき一定の要件を満たした場合に、令和4年度におきましても減免措置が行えるよう規定するものでございます。

令和4年度分の保険税につきましては、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限があるものが対象でございます。

次に、改正条例の附則でございます。

改正条例3ページを御覧ください。

第1条では、施行期日を令和4年4月1日としております。

また、第3条では、国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第44号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

○議長（富田栄次君） 日程第 8、議第45号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第45号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、実施期間を延長するため、垂井町介護保険条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第45号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

本件、専決第5号 専決処分書は、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置の期間延長に伴う所要の改正でございます。

この減免措置につきましては、令和2年度に新たに設けられたもので、新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡した場合や、収入が一定程度減少した場合において、引き続き令和4年度におきましても減免措置を行うものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せて新旧対照表の10ページを御覧ください。

制定附則第8条第1項中、保険料の減免措置を1年延長し、対象となる保険料の年度につきまして、「令和3年度」を「令和4年度」に、また納期限につきましては、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第45号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第9 議第46号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第46号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第46号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策事業に係る予算について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を令和4年5月20日に専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第7号、令和4年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4,462万2,000円を追加し、予算総額を96億7,462万2,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、衛生費では、水道料金の基本料金減免事業及び町指定ごみ袋無償提供事業に係ります経費につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第46号 専決処分の承認につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本件、専決第7号 専決処分書は、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策に要する経費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令

和4年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について専決処分により措置いたしましたものでございます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,462万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億7,462万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、7月検針分から4か月間水道基本料金の免除を実施することから、水道事業会計の減収補填分として負担金、補助及び交付金3,819万6,000円の増額、また簡易水道特別会計の減収補填分として繰出金553万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、項2清掃費、目2クリーンセンター費におきましては、町民の皆様の経済的負担を軽減するため、町内全ての世帯に町指定ごみ袋10枚の無償提供を行うことから、歳入の減収補填分として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するための財源更正をお願いするものでございます。

次に、目3塵芥処理費におきましては、町指定ごみ袋の無償提供に係ります引換券の印刷費用として、需用費の印刷製本費27万円の増額、また引換券の郵送料として、役務費の通信運搬費62万2,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、5ページの歳入を説明させていただきます。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料におきましては、町指定ごみ袋の無償提供に伴い、一般廃棄物処理手数料530万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として4,873万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため、119万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第46号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第10 議第47号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第47号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第47号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策事業に係る予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を令和4年5月20日に専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決第8号、令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4万7,000円を追加し、予算総額を6,104万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、水道料金の基本料金減免事業に係ります経費につきまして増額措置を行った次第でございます。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料を減額し、繰入金については増額措置を行った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） それでは、議第47号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

本件、専決第8号 専決処分書は、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策に要する経費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、専決処分により措置いたしましたものでございます。

今回の補正は、水道基本料金減免事業により、町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、簡易水道及び上水道の利用者の見込み約1万400件の7月検針分から4か月分の水道基本料金の免除を実施するもので、垂井町簡易水道特別会計並びに垂井町水道事業会計において、歳入歳出の補正措置をいたしました。

それでは、令和4年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

議案書の第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,104万7,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

当事業を実施するに当たり、現在使用しております料金システムの改修が必要となることから、水道基本料金減免対応システム改修業務委託料としまして、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料4万7,000円の増額措置をいたしました。

次に、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料、節1水道使用料につきましては、簡易水道利用者の見込み約1,350件の7月検針分から4か月分の基本料金免除額548万7,000円の減額措置をいたしました。

また、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金におきまして、先ほどの歳出の委託料と基本料金の免除額の合計額553万4,000円を一般会計より繰り入れる措置をいたしましたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第47号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第11 議第48号 専決処分の承認について

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第48号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第48号 専決処分の承認につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第47号同様、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策事業に係る予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を令和4年5月20日に専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

それでは、専決第9号、令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、令和4年度垂井町水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出の総額に収入支出それぞれ41万6,000円を追加し、収益的収入の予定額を4億3,933万4,000円、収益的支出の予定額を4億5,042万9,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、収益的支出では、水道料金の基本料金減免事業に係ります経費につきまして増額の措置を行いました。

収益的収入では、水道料金の基本料金減免事業に係ります水道料金の減額及び他会計負担金の増額につきまして、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

○上下水道課長（藤江和明君） それでは、議第48号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

本件、専決第9号 専決処分書は、コロナ禍における原油価格、物価高騰に対する緊急対策に要する経費を補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について専決処分により措置いたしましたもので

ございます。

今回の補正は、先ほどの垂井町簡易水道特別会計の補正予算と同様に、水道基本料金減免事業により町民の皆様や事業者の皆様の経済的負担を軽減するため、7月検針分から4か月分の水道基本料金の免除を実施することから、収益的収入及び支出の補正措置をいたしました。

それでは、令和4年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書の第2条でございます。令和4年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額4億3,891万8,000円に41万6,000円を追加し、4億3,933万4,000円とするものでございます。

また、収益的支出の予定額4億5,001万3,000円に同じく41万6,000円を追加し、4億5,042万9,000円とするものでございます。

初めに、収益的支出から説明をさせていただきます。

補正予算実施計画明細書の2ページを御覧ください。

先ほどの垂井町簡易水道特別会計と同様に、料金システムの改修が必要となることから、水道基本料金減免対応システム改修業務委託料としまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節16委託料41万6,000円の増額措置をいたしました。

次に、収益的収入でございます。

1ページを御覧ください。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金につきましては、水道使用者の見込み約9,050件の7月検針分から4か月分の基本料金免除額3,778万円の減額措置をいたしました。

また、款1水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計負担金、節1他会計負担金におきまして、先ほどの収益的支出の委託料と基本料金の免除額の合計3,819万6,000円を一般会計より負担金として受け入れる措置をいたしましたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第48号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

しばらく休憩いたします。再開は10時20分といたします。

午前10時07分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第12 議第49号 令和3年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（富田栄次君） 日程第12、議第49号 令和3年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第49号 令和3年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度の垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 上下水道課長 藤江和明君。

〔上下水道課長 藤江和明君登壇〕

○上下水道課長（藤江和明君） それでは、議第49号 令和3年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページ、令和3年度垂井町水道事業報告書を御覧ください。

令和3年度につきましても、引き続き安心・安全な水の安定供給を行うため、水道施設の定期的な点検、調査及び修繕などを実施し、維持保全に努めました。

また、水質検査を充実し、水質の向上に取り組むとともに、老朽管更新時等において口径75ミリ以上の配水管を耐震管とするなど耐震性の向上に努め、さらに漏水調査や配水量の変動監視による有収率の向上に努めてまいりました。

事業経営では、検針員の高齢化並びに人材不足により、急な欠員への対応に苦慮しておりました水道検針業務を令和3年7月より民間に委託しましたが、民間事業者の持つ人材、ノウハウの活用により、安定した事業の実施、また住民サービスの向上を図ることができました。

今後も引き続き水需要の動向を注視しつつ、効率的かつ効果的な事業運営を図り、サービス

の向上に努めてまいります。

それでは、給水の状況並びに収益的収支の状況について説明をさせていただきます。

令和3年度の給水状況でございますが、給水戸数は9,133戸で、前年度に比べ95戸の減となりました。また、総有収水量は301万1,263立方メートルで、前年度に比べ6,633立方メートルの減となりました。

収益的収入につきましては、有収水量の減少に伴う給水収益の減少により4億1,062万5,807円で、前年度に比べ146万308円の減となっております。

一方、収益的支出につきましては、委託料及び動力費の増加により3億7,888万6,029円で、前年度に比べ658万8,007円の増となりました。

この結果、決算書3ページの令和3年度垂井町水道事業損益計算書を御覧ください。

下から4行目でございますように、当年度は3,173万9,778円の純利益を計上するに至りました。

また、当年度末処分利益剰余金は3億9,153万1,960円となり、7ページの剰余金処分計算書でございますように、翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

再度14ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。

資本的収入につきましては5,442万9,235円で、内訳としまして、加入金485万1,000円、工事負担金798万6,850円、他会計負担金4,159万1,385円となり、前年度に比べ6万5,838円の減となっております。

一方、資本的支出につきましては2億250万8,919円で、内訳としまして、建設改良費1億185万6,260円、企業債償還金1億65万2,659円となり、前年度に比べ467万8,861円の増となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億4,807万9,684円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

当年度の建設改良工事及び修繕工事等につきましては、17ページから18ページを御覧ください。

当年度の建設改良工事としましては、下水道事業に伴う配水管布設替工事、東大滝地内配水管布設替工事などを実施いたしました。

そのほかの工事等についてはお目通し願います。

15ページに戻っていただきまして、経営指標に関する事項についてでございます。

まず、経営の健全性を示します経常収支比率につきましては、前年度比2.31ポイント減の108.39%となりましたが、健全経営の水準とされます100%を上回っております。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比9.8ポイント増の107.6%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況となっております。

一方、有形固定資産減価償却率につきましては、前年度比1.91ポイント増の39.21%、管路経年化率は前年度比0.96ポイント増の15.87%と施設の老朽化が進んでいるのに対し、管路更

新率は前年度比0.33ポイント減の0.78%にとどまっているため、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

なお、各経営指標の過去5年間推移につきまして、表とグラフにいたしましたので、お目通し願います。

以上、令和3年度垂井町水道事業会計決算認定についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第49号 令和3年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

日程第13 議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正について

議第54号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議第55号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（富田栄次君） 日程第13、議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正について、議第54号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第2号）及び議第55号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正について、議第54号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第2号）及び議第55号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、一括にて提案理由を御説明させていただきます。

議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正につきましては、農林事業における分担金及び特別徴収金の徴収について規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

議第54号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正は歳入歳出にそれぞれ1億4,405万3,000円を追加し、予算総額を98億1,867万5,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、清流の国ぎふ移住支援補助金及び集会所設置事業等補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

民生費では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係ります経費の増額について、こども園網戸設置工事などの工事に係ります工事請負費の増額につきまして、それぞれ増額の措置を行いました。

衛生費では、太陽光発電設備等設置費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

農林水産業費では、農業委員会タブレット端末導入事業に係ります経費の増額について、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置を行った次第でございます。

次に、土木費では、道路・舗装・路側改良工事に係ります工事請負費の増額を行いました。

教育費では、不破中職員室空調設備改修工事に係ります工事請負費の増額措置を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第55号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、予算総額を28億1,100万円とするものでございます。

補正いたしますものは、保険給付費では、傷病手当金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額措置を行っておるところでございます。

財源につきましては、県支出金の増額措置をした次第でございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

○産業課長（小竹武志君） 私からは、議第50号 垂井町分担金徴収条例の全部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、圃場整備事業の推進に当たり、圃場整備区域の土地所有者等が法令に定める一定期間内にその目的外の用途に使用するため所有権の移転等を行った場合、特別徴収金を徴収することができるよう条例の改正をお願いするものでありますが、改正内容が広範囲にわた

ることから、条例の全部改正をお願いするものであります。

まず、題名につきましては、改正前の条例におきましても、農林事業に係ります分担金等の徴収に関する事項を定めておりましたが、より分かりやすくするために、「垂井町農林事業分担金等の徴収に関する条例」と定めます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

第1条では趣旨規定を、第2条では分担金の徴収対象及び額の範囲について定めております。

第3条では国営事業に係ります特別徴収金の徴収対象及び額の範囲を、第4条では県営事業に係ります特別徴収金の徴収対象及び額の範囲について定めております。

第5条では分担金等の徴収方法を、第6条ではその減免等について定めております。

第7条では委任について定めております。

附則といたしましては、第1項では、この条例は公布の日から施行することを、第2項では経過措置を定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第54号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,405万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,867万5,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費におきましては、県外から町内に移住された方を支援するため、清流の国ぎふ移住支援補助金50万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目10諸費におきましては、大石自治会から大石公民館の軒などの修繕及び駐車場区画線の設置に要する経費について補助金の交付要望がありましたので、事業費の3分の2を補助するため、集会所設置事業等補助金62万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款3民生費、項1社会福祉費、目16住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費につきましては、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等25万5,000円、需用費29万8,000円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費49万9,000円、システムの運用支援業務の委託料238万1,000円、事業費といたしましては、給付金として負担金、補助及び交付金7,000万円、それぞれ増額補正をお願い

いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金が交付される見込みとなっております。

次に、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、垂井こども園を除く5園において網戸の設置、宮代・岩手こども園の調理室に自動水栓の取付け、府中こども園、ことばの教室及び、8ページになりますが、いずみの園においては空調設備の改修をそれぞれ実施する費用を、またいずみの園の屋根防水シートが強風により破損したことに伴う改修費用として、工事請負費1,590万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

次に、目12子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費につきましては、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰により厳しい状況にある方々の生活・暮らしの支援を行う観点から、低所得のひとり親世帯以外の世帯に対し、対象児童1人当たり5万円を給付する事業でございます。

事務費といたしましては、職員手当等23万円、需用費49万円、申請書等の郵送料、振込手数料の役務費7万4,000円、システム運用支援業務の委託料335万2,000円、事業費といたしましては給付費として負担金、補助及び交付金900万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額国庫支出金及び県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目5環境衛生費におきましては、脱炭素社会の実現を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置された方に費用の一部を補助するため、太陽光発電設備等設置費補助金745万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費におきましては、農業委員及び推進委員が農地パトロール等の事務を効率的に行うため、国の農業委員会タブレット端末導入事業が全国で実施されることに伴いまして、需用費の消耗品費7万8,000円、9ページになりますが、役務費の通信運搬費28万4,000円、管理ソフト利用料といたしまして使用料及び賃借料11万8,000円、タブレット端末購入費用といたしまして、備品購入費80万6,000円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金が交付される見込みとなっております。

次に、目8農業構造改善費におきましては、高性能農業機械導入補助金といたしまして、当初予算におきまして、町単独事業として7団体で1,000万円を措置しておりましたが、このうちの3団体と新規1団体に対しまして県の補助金が交付される見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金2,020万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金2,204万円を見込み、一般財源で183万3,000円の減となると

ころでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費におきましては、東地区まちづくりセンター南の町道綾戸6号線の延長約50メートルの幅員を6メートルとするため、道路改良工事に係ります工事請負費600万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、不破中学校職員室の空調設備を改修するため、工事請負費550万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

続きまして、5ページの歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1,220万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金におきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金7,000万円及び事務費補助金343万3,000円、合計7,343万3,000円の増額、また子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金900万円及び事務費交付金377万6,000円、合計1,277万6,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金におきましては、清流の国ぎふ移住支援補助金25万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目2民生費県補助金におきましては、ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金37万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目3衛生費県補助金におきましては、太陽光発電設備等設置費補助金として745万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5農林水産業費県補助金におきましては、農業委員会補助金77万4,000円、農地利用最適化交付金40万円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金2,204万円、合計2,321万4,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

次に、6ページの款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため1,435万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、10ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 議第55号 令和4年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億1,100万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明させていただきます。

款2保険給付費、項6傷病手当金、目1傷病手当金、節18負担金、補助及び交付金で100万円増額補正をお願いするものでございます。

傷病手当金の支給に対する適用期間につきましては、令和2年1月1日から令和4年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間としておりましたが、令和4年4月1日から同年9月30日までの期間につきまして、国の財政支援対象となることに伴い、対象期間を延長し、傷病手当金を支給するものでございます。

続きまして歳入でございます。

5ページをお願いいたします。

款6県支出金、項1県補助金、目1民生費県補助金、節5保険給付費等交付金で100万円増額補正をお願いするもので、傷病手当金に係る特別調整交付金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第50号、議第54号及び議第55号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩します。

午前10時52分 休憩

午後0時29分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

日程第14 議第51号 消防ポンプ自動車の取得について

○議長（富田栄次君） 日程第14、議第51号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第51号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由を申し上げます。

消防ポンプ自動車を取得するに当たり、過日指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園

町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役 臼井潔が落札しましたので、この者と2,365万円で契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第51号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきましても御覧いただきたいと思います。

本契約につきましては、県内に本店、支店がございます4者によりまして、去る5月19日に指名競争入札を執行いたしました。

結果にございますとおり、第1回目の入札で予定価格に達しました株式会社ウスイ消防が2,150万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、消費税を含めまして2,365万円で岐阜県岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防代表取締役 臼井潔と物件供給契約の締結に当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、本物件の納入期限につきましては、令和5年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様について説明をさせていただきます。

形式はCD-1型で、車両総重量は3.5トン未満、総排気量は1,998cc、出力97キロワット、乗車定員は6名、オートマチックトランスミッション、ガソリンエンジン2輪駆動、平成29年の道路法改正に伴います普通免許取得者に対応する車両でございます。

主ポンプにつきましては、A-2級であり、従来のポンプ自動車と同様の性能でございます。

このほか、主な取付け品といたしまして、多目的表示液晶ディスプレイ、赤色回転灯、拡声器付電子サイレン、後退警報器、ドライブレコーダー、バックモニター、ホースカーなどとなっております。

以上、取得いたします消防ポンプ自動車の仕様についての説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 消防ポンプ自動車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結について

○議長（富田栄次君） 日程第15、議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日指名競争入札に付しましたところ、名古屋市東区武平町5丁目1番地、名古屋栄ビルディング、丸茂電機株式会社名古屋営業所所長 田中徹が落札しましたので、この者と1億230万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに生涯学習課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきましても御覧いただきたいと思います。

本契約につきましては、去る5月11日に指名競争入札を執行いたしました。

本件の入札に関しましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づきまして、3者に指名通知をいたしたところでございます。

結果にございますとおり、第1回目の入札で予定価格に達しました丸茂電機株式会社名古屋

営業所が9,300万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にもございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして1億230万円で愛知県名古屋市東区武平町5丁目1番地、名古屋栄ビルディング、丸茂電機株式会社名古屋営業所所長 田中徹と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限につきましては令和5年2月28日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 私のほうからは、文化会館の所管課といたしまして、当該工事の工事概要について御説明のほうをさせていただきます。

入札結果表の次のページ、文化会館舞台照明設備更新工事（概要）の資料を御覧ください。

文化会館につきましては、昭和56年12月に建築以降、舞台照明設備の更新、改修ができておらず、設備の老朽化によるピントのずれですとか明かりのちらつきなど、舞台運営に支障を生じさせている状況でございます。また、器具コードや内部配線は経年劣化での絶縁能力の低下により漏電による火災事故や感電の危険性が高くなっております。

そのため、今年度舞台照明設備の更新工事を行い、会館利用者に安全に安心して御利用いただけるように対応するものでございます。

工事の内容といたしましては、大きく分けて2点ございます。

1点目は、負荷装置（ライト、ケーブルなど）の交換でございます。工事範囲につきましては、大ホール舞台及び客席上部等になります。

①におきましては、舞台上部につり下げ、舞台全体を照らすボーダーライトですとか、舞台背面にございます Horizont 幕とありますが、そちらのスクリーン幕を照らし、風景や季節、時間といった表現をする Horizont ライトの更新を、②では新たに舞台袖に調光操作盤や持込み機器用の制御コネクターボックスを設置することにより、会館利用者の利便の向上を、③では上手・下手に位置します花道におきまして、演者の顔や衣装を照らす花道フットライトや舞台の斜め前上方から舞台を立体的に照らすフロントサイドライトの更新を、④では客席の頭上から舞台を立体的に照らすシーリングライトなどの更新をいたします。

2点目といたしましては、調光装置でございます。

⑤といたしまして、ホール2階にあります照明の点灯や明るさの調整を操作するための調光操作卓やそこから電送されました信号で各回路の電圧を変動させ、明るさを調整する調光主幹盤や分岐盤、制御信号パッチ盤などの装置一式につきまして更新・増設を実施いたします。

工期といたしましては、本契約締結日から翌年2月28日までとしておりますが、操作卓の製造などを経まして、成人式終了後から2月の中旬頃までの間におきまして大ホールでの工事を予定しております。

比較的御利用の少ない間ではございますが、大ホールの利用ができませんので、御利用の方には大変御不便をおかけしますが、小ホール等で調整をさせていただきながら会館の利用をしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約締結に係ります工事概要の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町文化会館舞台照明設備更新工事請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第53号 指定金融機関の指定について

○議長（富田栄次君） 日程第16、議第53号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第53号 指定金融機関の指定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

現在の指定金融機関との契約が令和4年6月30日をもって満了するのに伴い、7月1日から株式会社大垣共立銀行を指定金融機関に指定いたしたく、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、会計課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 会計管理者 北村嘉彦君。

○会計管理者兼会計課長（北村嘉彦君） ただいま上程されました議第53号 指定金融機関の指定について補足説明をさせていただきます。

地方自治法第235条第2項に、市町村は、議会の議決を経て金融機関を指定して市町村の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせることができる旨の規定がなされております。

現在の指定金融機関であります株式会社十六銀行との契約期間3年が本年6月30日をもって満了となることに伴いまして、7月1日から令和7年6月30日までの3か年、株式会社大垣共立銀行を指定金融機関にいたしたくお願いをいたすものでございます。

なお、地方自治法施行令第168条第4項に定めます収納代理金融機関には株式会社十六銀行、大垣西濃信用金庫、西美濃農業協同組合、東海労働金庫、株式会社ゆうちょ銀行を予定しているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 指定金融機関の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後0時46分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊

